



2019年8月16日

各位

会社名 曙ブレーキ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 信元 久隆
(コード 7238、東証第一部)
問合せ先 広報・IR 室長 鈴木 信吾
(電話番号 03-3668-5183)

(開示事項の変更・経過) 第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更、並びに
資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ

当社は、2019年7月18日付「第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更、並びに
資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」(以下、「7月18日付リリース」と
いいます。)において、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第式号投資事業有
限責任組合(以下、「割当予定先」といいます。)との間で出資契約書(以下、「本出資契約
書」といいます。)を締結し、割当予定先に対して、第三者割当の方法により、総額
20,000,000,000円のA種種類株式を発行すること(以下、「本第三者割当増資」といいます。)
について決議した旨をお知らせいたしました。本日付の当社取締役会において、A種種類
株式に付された普通株式を対価とする取得請求権に係る当初取得価額を80円とすべく、A
種種類株式の内容を一部変更(以下、「本件変更」といいます。)する旨を決議いたしまし
たので、お知らせいたします。

I. 本件変更に至る経緯等

1. 本件変更に至る経緯

当社並びに当社子会社である Akebono Brake Corporation、Akebono Brake Mexico S. A.
de C.V.、Akebono Brake Slovakia s.r.o.、広州曙光制動器有限公司、曙光制動器(蘇
州)有限公司及び A&M Casting (Thailand) Co., Ltd. (以下、総称して「当社ら」とい
います。)は、2019年1月29日以降、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続
(以下、「本事業再生 ADR 手続」といいます。)の下で事業再生に取り組んでおり、本事
業再生 ADR 手続の成立に向けて事業再生計画案を策定するため、お取引金融機関との協
議を継続していたところ、7月18日付リリースで公表いたしましたとおり、当社は、当
社の置かれた厳しい経営状態から脱却し、強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な
改善を図り、当社事業の再生を実現すべく、割当予定先をスポンサーとして選定し、
2019年7月18日に、本第三者割当増資の実施を決定いたしました。

その後、当社は、割当予定先との協議を経て、2019年7月22日付「事業再生 ADR 手続
における事業再生計画案の協議のための債権者会議の開催等に関するお知らせ」で公表
いたしましたとおり、2019年7月22日開催の事業再生計画案の協議のための債権者会議
の再続会において、本第三者割当増資の実施を内容に含む事業再生計画案(以下、「本事
業再生計画案」といいます。)を、お取引金融機関に対して説明し、総額560億円の債権
放棄を含む金融支援を依頼しておりました。しかしながら、本事業再生計画案をご検討

いただいているお取引金融機関とのその後の協議状況等を踏まえると、総額 560 億円もの多額の債権放棄を含む金融支援を依頼する以上、本事業再生計画案について、7月22日の債権者会議でご説明した内容のまま、全てのお取引金融機関にご同意いただくのは容易ではなく、少なくとも、債権放棄後に残存する金融債権に係る弁済条件については、お取引金融機関の利益にもより配慮したものとし、また、本第三者割当増資の内容についても、より株主責任を明確にした内容とするといった観点から本事業再生計画案の一部見直しをしなければ、本事業再生 ADR 手続における事業再生計画の成立に支障を来すおそれがあるとの判断に至りました。そこで、割当予定先との間で協議した結果、本事業再生計画案の一部見直しを行い、本第三者割当増資の内容に関して本件変更を加えることとなりました。

2. 本件変更の内容

本第三者割当増資において発行する A 種種類株式の内容を別紙 I「A 種種類株式発行要項の変更点」のとおり変更します。A 種種類株式の内容の他、7月18日付リリース「I. 本第三者割当増資について 6. 割当予定先の選定理由等 (2) 割当予定先を選定した理由」に記載した本出資契約上の割当予定先との合意事項を含めて、本第三者割当増資の内容に関しては、本件変更以外に7月18日付リリースで公表した内容からの変更はございません。

なお、本件変更に伴い、7月18日付リリース「I. 本第三者割当増資について 2. 募集の目的及び理由 (3) A 種種類株式の概要 ②普通株式を対価とする取得請求権」の記載を以下のとおり変更します。

変更前 (前略)	変更後 (前略)
この場合の取得価額は、当初、2019年9月30日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下、「VWAP」といいます。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入します。）に相当する額（以下、「当初取得価額」といいます。）とします。但し、当初取得価額が100円（以下、「当初上限取得価額」といいます。）を上回る場合には、当初取得価額は当初上限取得価額とし、また、当初取得価額が80円（以下、「当初下限取得価額」といいます。）を下回る場合には、当初取得価額は当初下限取得価額とします。	この場合の取得価額は、当初、80円とします。

また、7月18日付リリース「I. 本第三者割当増資について 2. 募集の目的及び理由 (2) 本第三者割当増資を選定した理由」記載のとおり、当社は、割当予定先を会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に準じて取り扱うのが合理的であると判断し、社外監査役3名を含む当社の監査役5名から、本第三者割当増資には合理性が認められる旨の意見の表明を受けておりました。この点に関して、当社の監査役5名からは、本件変更後においても、当社には大規模な資本性の資金調達の実現性が認められること、本第三者割当増資は他の一般的な資金調達手法と比較しても現時点において当社が採り得る最善の選択肢であると評価できること、本第三者割当増資の資金用途には合理性が

認められること、割当予定先は、当社の企業価値を向上させるパートナーとして最適の
スポンサー候補であると判断できること等といった考慮要素に変更すべき点はなく、や
はり本第三者割当増資には合理性が認められる旨の意見の表明を受けております。なお、
本件変更後においても、取締役会の判断と異なる社外取締役の意見はありません。

3. A 種種類株式の価値算定結果について

7月18日付リリース「I. 本第三者割当増資について 5. 発行条件等の合理性(1)
払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、当社は、当社から独立した
第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(以下、「ブルータス」と
いいます。)より、本第三者割当増資の決議及び公表の前日である2019年7月17日付の
A 種種類株式の価値算定書(以下、「本価値算定書」といいます。)を取得してあります。
本価値算定書においては、ブルータスによる A 種種類株式に付された諸条件と一定の前
提を参考にした価値算定結果(1株当たり1,114,000円~1,699,000円)が示されてお
りますが、これは、本件変更前の当初下限取得価額であり、かつ、本件変更後と同額であ
る80円が当初取得価額になると仮定して価値算定が行われておりました。

この点、当社としては、本件変更後の当初取得価額80円は上記のとおり本価値算定書
で置かれた仮定と変わりがないこと、及び、本出資契約上の割当予定先との合意事項を
含め本第三者割当増資の内容には本件変更以外に変更はないことを踏まえ、価値算定書
の再取得は行っておりません。

4. 発行数量及び株式の希薄化の規模に係る合理性に関する当社の判断について

7月18日付リリース「I. 本第三者割当増資について 5. 発行条件等の合理性(2)
発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載した当社の判
断及びその内容については、本件変更後も、その前提とした当初取得価額を含めて判断
の前提に変更はなく、かかる判断に変更すべき点はないと考えております。

5. 独立社外監査役の意見について

7月18日付リリース「I. 本第三者割当増資について 9. 企業行動規範上の手続き」
記載の通り、当社は、本第三者割当増資が既存株主の皆様へ与える影響の大きさを踏ま
えて、当社の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保すべく、当社の経営者
から一定程度独立した者として、社外監査役である片山智裕氏、高橋均氏及び板垣雄士
氏(いずれも当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外監査役です。)を
選定し、本第三者割当増資に関する意見を諮問し、2019年7月18日付で、意見書を受領
してありますが、本件変更の内容を踏まえて、改めて本第三者割当増資に関する意見
を諮問しました。

その結果、同氏らからは、2019年7月18日付の意見書における意見内容は、A 種種類
株式の普通株式を対価とする取得請求権に係る当初取得価額が80円となることを前提と
するものであり、また、割当予定先及び取引金融機関との事業再生計画案に関する協議
状況等を踏まえれば、本件変更後においても、当該意見書における意見内容に変更を加
えるべき点はなく、本第三者割当増資には必要性及び相当性が認められるとの意見が示
されております。

6. 本第三者割当増資の日程

2019年7月18日(木)	本第三者割当増資及び本第三者割当増資に係る議案に関する臨時株主総会付議に係る取締役会決議、並びに本出資契約の締結
2019年8月16日(金)	本第三者割当増資の変更に係る取締役会決議及び本出資契約の変更契約の締結
2019年9月27日(金)	臨時株主総会決議(予定)
2019年9月30日(月)から	
2019年12月31日(火)	払込期間(予定)

(上記にかかわらず、割当予定先との間では、本出資契約において、2019年9月30日に払込みを行うことを合意していますが、2019年9月30日の前営業日までに本事業再生計画案が成立しない場合には、本出資契約に規定する払込義務の前提条件の全部が充足又は放棄された日から3営業日後の日又は当社及び割当予定先が別途合意する日(但し、払込期間中の日に限る。)に払込みを行われる予定です。)

7. 今後の見通し

当社としては、本件変更は、事業再生計画の成立及び割当予定先による本第三者割当増資に係る払込みの蓋然性を高めるために必要な対応であると考えておりますが、本事業再生ADR手続に関しては、2019年9月18日に事業再生計画案の決議のための債権者会議の続会の開催を予定しており、お取引金融機関による本件変更などを反映した本事業再生計画案への賛否は上記の債権者会議においてお示しいただくこととなります。そのため、現時点ではお取引金融機関からは本件変更などを反映した本事業再生計画案への賛否は一切示されていませんのでご注意ください。

当社は、引き続き事業再生ADR手続の中で、全てのお取引金融機関と協議を進めながら、事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、全てのお取引金融機関の同意による当社らの事業再生計画案の成立を目指してまいります。

本事業再生ADR手続に関して開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

Ⅱ. 定款の一部変更について

1. 本件変更に伴い、7月18日付リリース「Ⅱ. 定款の一部変更について」に記載の定款変更の内容は、別紙Ⅱ「定款変更の内容」のとおりとなります。

2. 定款変更の日程

2019年7月18日（木）

定款変更議案に関する臨時株主総会付議に係る取締役会決議

2019年9月27日（金）

臨時株主総会決議（予定）

定款変更の効力発生日（予定）

以上

A 種種類株式発行要項の変更点

(下線部は変更箇所を示しております。)

変 更 前	変 更 後
<p>11. 普通株式を対価とする取得請求権</p> <p>(3) 当初取得価額 <u>2019年9月30日に先立つ連続する30取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）が発表する本会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下、「VWAP」という。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。）に相当する額とする。但し、当初取得価額が100円（但し、下記(5)の調整を受ける。以下、「当初上限取得価額」という。）を上回る場合には、当初取得価額は当初上限取得価額とし、また、当初取得価額が80円（但し、下記(5)の調整を受ける。以下、「当初下限取得価額」という。）を下回る場合には、当初取得価額は当初下限取得価額とする。なお、当該30取引日の間に下記(4)に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記(5)に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において本会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとし、以下同様とする。</u></p> <p>(4) 取得価額の調整</p> <p>(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表するVWAPの平均値とする。</p> <p><u>(5) 当初上限取得価額及び当初下限取得価額の調整</u> <u>上記(4)の規定により取得価額の調整を行う場合には、当初上限取得価額及び当初下限取得価額についても、「取得価額」を「当初上限取得価額」及び「当初下限取得価額」にそれぞれ読み替えた上で上記(4)の規定を準用して同様の調整を行う。</u></p>	<p>11. 普通株式を対価とする取得請求権</p> <p>(3) 当初取得価額 <u>当初取得価額は80円とする。</u></p> <p>(4) 取得価額の調整</p> <p>(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下、「VWAP」という。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において本会社の普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

<p>(6) 普通株式対価取得請求受付場所 株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>(7) 普通株式対価取得請求の効力発生 普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(6)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</p> <p>(8) 普通株式の交付方法 本会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。</p>	<p>(5) 普通株式対価取得請求受付場所 株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>(6) 普通株式対価取得請求の効力発生 普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(5)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</p> <p>(7) 普通株式の交付方法 本会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。</p>
---	---

以 上

定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>44,000</u> 万株とする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>54,300</u> 万株とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式 <u>54,300</u> 万株 A 種類株式 <u>2</u> 万株</p> <p>第6条の2（A 種類株式） 当社の発行する A 種類株式の内容は、次項から第10 項までに定めるものとする。</p> <p>2. 剰余金の配当</p> <p>(1) A 種優先配当金 当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種類株式を有する株主（以下、「A 種類株主」という。）又は A 種類株式の登録株式質権者（A 種類株主と併せて以下、「A 種類株主等」という。）に対し、第10 項第1 号に定める支払順位に従い、A 種類株式1 株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により A 種類株式1 株当たりに支払われる金銭を、以下、「A 種優先配当金」という。）を行う。 なお、A 種優先配当金に、各 A 種類株主等が権利を有する A 種類株式の数を乗じた金額に1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2) A 種優先配当金の金額 A 種優先配当金の額は、配当基準日が2020 年3 月末日以前に終了する事業年度に属する場合、1,000,000 円（以下、「払込金額相当額」という。）に、4.0%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が2020 年4 月1 日以降に開始し2021 年3 月末日以前に終了する事業年度に属する場合、払込金額相当額に、4.5%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が2021 年4 月1 日以降に開始し2022 年3 月末日以前に終了する事業年度に属する場合、払込金額相当額に、5.0%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が2022 年4 月1 日以降に開始する事業年度に属する場合、払込金額相当額に、5.5%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する</p>

	<p>事業年度の初日（但し、当該配当基準日が 2020 年 3 月末日に終了する事業年度に属する場合、2019 年 9 月 30 日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 365 日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日として A 種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係る A 種優先配当金の額は、その各配当における A 種優先配当金の合計額を控除した金額とする。</p> <p>(3) 非参加条項 当社は、A 種種類株主等に対しては、A 種優先配当金及び A 種累積未払配当金相当額（次号に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 1 項第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>(4) 累積条項 ある事業年度に属する日を基準日として A 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係る A 種優先配当金につき本号に従い累積した A 種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係る A 種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、本項第 2 号に従い計算される A 種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、本項第 2 号但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本号において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、本号において「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額が A 種種類株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事</p>
--	---

	<p>業年度において、当該事業年度が2020年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率4.0%の利率で、当該事業年度が2020年4月1日以降に開始し2021年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率4.5%の利率で、当該事業年度が2021年4月1日以降に開始し2022年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率5.0%の利率で、当該事業年度が2022年4月1日以降に開始する事業年度の場合は年率5.5%の利率で、1年ごと（但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下、「A種累積未払配当金相当額」という。）については、第10項第1号に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。</p> <p>3. 残余財産の分配</p> <p>(1) 残余財産の分配</p> <p>当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第10項第2号に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び本項第3号に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下、「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本号においては、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2) 非参加条項</p> <p>A種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(3) 日割未払優先配当金額</p> <p>A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年</p>
--	--

	<p>度において、分配日を基準日として A 種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第 2 項第 2 号に従い計算される A 種優先配当金相当額とする（以下、A 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。）。</p> <p><u>4. 議決権</u> A 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p><u>5. 普通株式を対価とする取得請求権</u> <u>(1) 普通株式対価取得請求権</u> A 種種類株主は、2019 年 10 月 1 日以降いつでも、当会社に対して、次号に定める数の普通株式（以下、「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該 A 種種類株主に対して交付するものとする。</p> <p><u>(2) A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数</u> A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係る A 種種類株式の数に、(i) A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額に下記に定める普通株式対価取得プレミアムを乗じて得られる額並びに (ii) A 種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額を、本項第 3 号及び第 4 号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本項においては、A 種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「普通株式対価取得請求の効力が生じた日」と読み替えて、A 種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。</p> <p>「普通株式対価取得プレミアム」とは、普通株式対価取得請求の効力が生ずる日が以下の①乃至⑦のいずれの期間に属するかに応じて、以下の①乃至⑦</p>
--	---

至⑦に定める数値をいう。

① 2020年6月30日まで : 1.13

② 2020年7月1日から2021年
6月30日まで : 1.20

③ 2021年7月1日から2022年
6月30日まで : 1.27

④ 2022年7月1日から2023年
6月30日まで : 1.34

⑤ 2023年7月1日から2024年
6月30日まで : 1.41

⑥ 2024年7月1日から2025年
6月30日まで : 1.48

⑦ 2025年7月1日以降 : 1.55

(3) 当初取得価額

当初取得価額は80円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

	<p>調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。</p> <p>③ 本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p>
--	--

	<p style="text-align: right;">新たに発行する 普通株式の数</p> <p style="text-align: center;"> <math display="block">\frac{\text{（発行済普 通株式数）}}{\text{二}} \pm \frac{\text{（発行済普 通株式数）}}{\text{二}} \times \frac{\text{1株当たり 払込金額}}{\text{1株当たり 払込金額}}</math> </p> <p style="text-align: center;"> $\text{調整後} = \frac{\text{調整前}}{\text{取得価額}} \times \frac{\text{（発行済普通株式数）}}{\text{取得価額}} \pm \frac{\text{（発行済普通株式数）}}{\text{取得価額}} \times \frac{\text{（発行済普通株式数）}}{\text{取得価額}} \times \frac{\text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり払込金額}}$ </p> <p>④ <u>当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみな</u></p>
--	--

	<p>して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これ</p>
--	--

	<p>を適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</p> <p>(b) 本号(a)に掲げた事由によるほか、以下の①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。</p> <p>① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>③ その他、発行済普通株式数(但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日(但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」という。)が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下、</p>
--	--

	<p>「VWAP」という。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当社の普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。</p> <p>(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p> <p>(5) 普通株式対価取得請求受付場所 株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>(6) 普通株式対価取得請求の効力発生 普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が前号に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点で発生する。</p> <p>(7) 普通株式の交付方法 当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。</p> <p>6. 金銭を対価とする取得請求権</p> <p>(1) 金銭対価取得請求権 A種種類株主は、2019年10月1日以降いつでも、当会社に対して、次号に定める額の金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、「金銭対価取得請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該金銭対価取得請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、次号に定める額の金銭を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。但し、金銭対価取得請求に基づきA種種類株主に対して交付される金銭のうちA種種類株式1株当たりの払込金額相当額に金銭対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じた額の合計額が、累計で66億円を超える場合</p>
--	--

	<p>には、A 種種類株主はかかる金銭対価取得請求を行うことはできない。</p> <p>(2) <u>A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額</u> <u>A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、金銭対価取得請求に係る A 種種類株式の数に、(i) A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額に下記に定める金銭対価取得プレミアムを乗じて得られる額並びに(ii) A 種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額とする。なお、本項においては、A 種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価取得請求の効力が生じた日」と読み替えて、A 種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。</u> <u>「金銭対価取得プレミアム」とは、金銭対価取得請求の効力が生ずる日が以下の①乃至⑦のいずれの期間に属するか</u><u>の区分に応じて、以下の①乃至⑦に定める数値をいう。</u></p> <p>① 2020 年 6 月 30 日まで : 1.05 ② 2020 年 7 月 1 日から 2021 年 6 月 30 日まで : 1.12 ③ 2021 年 7 月 1 日から 2022 年 6 月 30 日まで : 1.19 ④ 2022 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日まで : 1.26 ⑤ 2023 年 7 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日まで : 1.33 ⑥ 2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで : 1.40 ⑦ 2025 年 7 月 1 日以降 : 1.47</p> <p>(3) <u>金銭対価取得請求受付場所</u> <u>株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号</u> <u>三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部</u></p> <p>(4) <u>金銭対価取得請求の効力発生</u> <u>金銭対価取得請求事前通知の効力は、金銭対価取得請求事前通知に要する書類が前号に記載する金銭対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。金銭対価取得請求の効力は、当該金銭対価取得請求事前通知に係る金銭対価取得請求日において発生する。</u></p> <p><u>7. 金銭を対価とする取得条項</u> <u>当社は、2019 年 10 月 1 日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもつ</u></p>
--	---

	<p>て、A 種種類株主等に対して、金銭対価償還日の 14 日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A 種種類株式の全部又は一部（但し、一部の取得は、1,000 株の整数倍の株数に限る。）を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係る A 種種類株式の数に、(i) A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額並びに(ii) A 種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、A 種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A 種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>A 種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって、A 種種類株主から取得すべき A 種種類株式を決定する。</p> <p>「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の①乃至⑦のいずれの期間に属するか区分に応じて、以下の①乃至⑦に定める数値をいう。</p> <p>① 2020 年 6 月 30 日まで : 1.08 ② 2020 年 7 月 1 日から 2021 年 6 月 30 日まで : 1.15 ③ 2021 年 7 月 1 日から 2022 年 6 月 30 日まで : 1.22 ④ 2022 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日まで : 1.29 ⑤ 2023 年 7 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日まで : 1.36 ⑥ 2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで : 1.43 ⑦ 2025 年 7 月 1 日以降 : 1.50</p> <p>8. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除</p> <p>当社が株主総会の決議によって A 種種類株主との合意により当該 A 種種類株主の有する A 種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第 160 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用しないものとする。</p> <p>9. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等</p> <p>(1) 当社は、A 種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。</p> <p>(2) 当社は、A 種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えな</p>
--	--

<p>第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、100 株とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>い。</u></p> <p>(3) <u>当社は、A 種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</u></p> <p>10. 優先順位</p> <p>(1) <u>A 種優先配当金、A 種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A 種累積未払配当金相当額が第 1 順位、A 種優先配当金が第 2 順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第 3 順位とする。</u></p> <p>(2) <u>A 種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A 種種類株式に係る残余財産の分配を第 1 順位、普通株式に係る残余財産の分配を第 2 順位とする。</u></p> <p>(3) <u>当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた按分比例の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。</u></p> <p>第 8 条 (単元株式数) 当社の普通株式の単元株式数は、100 株とし、A 種種類株式の単元株式数は、1 株とする。</p> <p><u>第 18 条の 2 (種類株主総会)</u> <u>第 14 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について準用する。</u> <u>2. 第 15 条、第 16 条及び第 18 条の規定は、種類株主総会について準用する。</u> <u>3. 第 17 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議について、第 17 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。</u></p>
--	--

以上